

令和3年4月1日

## 令和3年4月1日からの入札制度の変更等についてのお知らせ（その2）

### 1. 日光市小規模解体工事の発注方式に関する試行について

#### 【目的】

小規模解体工事の発注方式に関する試行は、解体工事における事業期間の短縮、設計業務委託費の削減を目的として実施します。

#### 【内容】

設計額が130万円を超え1,000万円未満の木造建築物の解体工事を対象とし、予定価格を市が設定した解体工事単価に解体面積を乗じて算出します。現場説明資料として、解体面積と特記仕様書を提供しますので、必要に応じて現地にて確認をお願いします。ただし、既存図面がある場合は参考資料として提供します。なお、詳細は「日光市小規模解体工事の発注方式に関する試行要領」をご参照ください。

#### 【留意事項】

①最低制限価格は、日光市最低制限価格制度事務処理要領第4条第1項第1号ウに規定する、工事価格に10分の8.7から10分の9.2までの範囲内で、契約執行者が定める割合を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とします。

②令和3年4月1日以降の入札通知等を行う入札から実施します。

詳細は、下記 URL をご参照ください。

URL : <https://www.city.nikko.lg.jp/keiyaku/gyousei/nyuusatsu/seido.html>

### 2. 日光市小規模解体工事の試行に伴う最低制限価格制度の一部改定について

日光市小規模解体工事の発注方式に関する試行に伴い、最低制限価格の設定を一部改定します。

#### 【お問い合わせ先】

日光市役所 財務部 契約検査課 契約係

TEL 0288-21-5134

FAX 0288-21-5137